

国保組合だより

組合員の世帯に属する家族の資格の異動などについては、組合員が責任をもって届出をしなければなりません。

健康保険の被保険者資格がなくなったり、子供が生まれたりして、家族数が増えて資格取得届を建設国保に提出しなければならぬのに、届出が遅れてしまうと、保険料を最高2年間分さかのぼって納

あります。この場合は、建設国保が負担した診療費をあとで返していただくことになりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

資格の取得と喪失

届出はお早めに

一方、家族が就職により健康保険に加入するなどして、資格喪失届を建設国保に提出しなければならぬのに、届出が遅れてしまい、2年分が限られます。そして、規定の保険料を返さなければ、子供が修学の時

めに転出するとき、交通事故にあったときなどは、組合員から過怠金（家族1人分の保険料月額である5,900円）を徴収することとされています。注意してください。

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知をお届けしています。ジェネリック医薬品とは、先に開発された新薬（先発医薬品）の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことです。後発医薬品とも呼ばれています。新薬の開発には、莫大な研究費と時間がかかりますが、ジェネリック医薬品ではこのコストが低く抑えられるため価格が安いというメリットがあり、お薬代の窓口負担軽減や建設国保の医療費負担軽減に貢献することが期待されます。

■差額通知の内容

処方されているお薬の名前
ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担の軽減額

■送付方法

封書により、被保険者のご自宅へ郵送